

「『公衆浴場法施行条例』及び『旅館業法施行条例』の一部改正（素案）」に対する御意見と県の考え方

- (反映状況の区分) A: 意見を反映し、案を修正した
 B: 既に案で対応済み
 C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D: 意見を反映できなかった
 E: その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	<p>シャワーヘッド及びホースに対して、1年に1回以上内部の汚れとスケールを洗浄し、消毒することとなっているが、むしろ、給湯配管（分岐管から末端水栓）内部の汚れを1年に1回以上清掃することが重要である。</p> <p>よって、「給湯分岐配管内を清掃して、配管内に蓄積する汚れを排出すること。」を追記してはどうか。</p>	1	<p>今般の条例改正は、レジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究の結果を踏まえ、国において、公衆浴場（旅館業）における衛生等管理要領が改正されたことに伴うものです。</p> <p>いただいた御意見の内容は、要領の規定よりも厳しい内容となっています。県としては、まずは要領の規定を条例化し、営業者に遵守していただくべきと考えています。したがって、条例案の修正はしませんが、いただいた御意見は公衆浴場及び旅館業の指導の際の参考とさせていただきます。</p>	C
合 計		1		